

## 令和3年6月 定例会（第2回）会議録（抜粋）

◆22番（真船和子君） おはようございます。

新型コロナウイルス感染症によって、命の危険にさらされた方々に対し、その最前線で献身的な行動を続けてこられた医療従事者の皆様、そして来る日も来る日も市民のために業務に懸命に尽くしてこられた職員の皆様、関係者の皆様に、改めて深く感謝申し上げます。

それでは、議長の御指示に従い、公明党を代表し一般質問いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症について2点いたします。

1点目は、新型コロナワクチン接種の現状について伺います。

新型コロナワクチン接種は、今までにない国民的な事業であり、希望する全ての市民が接種対象であります。万全の準備と市民への円滑なワクチン接種を進めることが重要であることから、公明党習志野市議団は、5月25日、宮本市長に対し、新型コロナワクチン接種に関する緊急要望書を提出いたしました。

特に、予約がなかなか取れないことから、その改善と支援策を求め、予約確保スケジュールの明確化、かかりつけ医への直接予約システムの実施、自力で接種会場に赴くことが困難な接種希望者のための交通手段の支援、訪問による接種の支援などを要望いたしました。

当局は、6月7日時点で、接種予約ができていない方を対象に、1回目及び2回目の日時、場所を個別に指定し通知を郵送する方法に変更いたしました。このことにより、多くの市民の皆様が、予約への不安を回避できたものと思います。当局の御決断に敬意を表するものであります。

そこで、新型コロナワクチン接種の現状について伺います。

2点目、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による支援対策について、生活困窮者の現状と対応について伺います。

今回のパンデミックによる混乱が広がる中で、多くの人たちが痛切に感じていることは、生活の基盤が突然断たれてしまった、全く未来が見えなくなってしまったなどといったやりきれない思いをしている方がたくさんいらっしゃると思います。一人一人に対して、生活の不安を取り除く支援が重要であります。

そこで、生活困窮者の現状と対応について伺います。

次に、子育て支援について、児童虐待防止の対応について、習志野市児童虐待防止のための通告及び安全確保等への対応指針と今後の対応について伺います。

最後に、公園行政について、遊具長寿命化対策（更新）事業について伺います。

東習志野ふれあい広場には、現在もある恐竜の遊具のほかに木製の複合遊具が設置されておりました。しかし、設置から28年経過後の令和元年12月に、老朽化により危険であるとの判断から撤去されております。

その後、新たな遊具の設置を再三要望してまいりましたが、危険な遊具の撤去や修繕を優先するとの市の考えから、設置に至っていない状況であります。

当局は、令和元年度に、習志野市公園施設（遊具）長寿命化計画を策定いたしました。そして、令和2年度には、国の補助金を含め、計画に基づいた工事に係る費用の確保に努めていくことについて伺っております。

今年度である令和3年度には、市の新規事業として、遊具長寿命化対策（更新）事業が開始されると認識しております。

そこで、遊具の長寿命化事業に伴う今年度のスケジュールについてお伺いたします。

以上で、第1回目の質問といたします。

◎市長（宮本泰介君） おはようございます。本日もよろしくお伺いたします。

それでは、真船議員からの一般質問にお答えしてまいります。全て私からの答弁となります。

大きな1点目、新型コロナウイルス感染症について、（1）新型コロナワクチン接種の現状についてお答えいたします。

新型コロナワクチン接種の状況につきましては、現在高齢者を対象として進めております。6月25日、本日午前9時現在でございますが、1回目の接種を終えた方は2万7,365人であり、率にいたしますと64.5%となっております。このうち2回目の接種を終えた方、すなわち接種が完了した方については9,425人、率にいたしますと22.2%となっております。

また、本日の午前8時30分現在での予約状況でありますけれども、1回目接種の予約が済んだ方につきましては、接種を終えた方も含めまして3万3,403人でございます。この中には、これまでに指定通知を発送した8,361人が含まれております。

今後、本市といたしましては、接種完了時期の前倒しに向けて、当初の接種ペースが1週間当たり4,600回だったのに対し、習志野市医師会の御協力や新たに市庁舎を接種会場に加えるなどの増枠を図り、7月からは1週間当たり7,600回のペースとなります。

これらに国・県の取組を加えまして、高齢者ワクチン接種の終了見込みは、今のところ最後の方の接種が8月中旬となっており、引き続き7月末の完了を目指してまいります。

また、昭和32年4月2日以降、平成18年4月1日以前に生まれた方、16歳から64歳までの方となりますけれども、国・県の大規模接種会場や様々な職域でのワクチン接種が進んでいくことを勘案いたしまして、7月15日頃に接種券を一斉に発送する予定であります。

このうち、基礎疾患を有する方及び高齢者施設等の従事者につきましては、年齢を問わず事前に自己申告していただくことで優先いたします。

この自己申告の受付は、準備ができ次第開始し、7月15日まで受け付けることとしております。このことは、7月1日の広報習志野でもお知らせいたします。

予約の申込みについては、8月上旬から基礎疾患を有する方などの予約受付を開始し、その後、年代や予約申込可能数などを勘案する中で、段階的に順次受け付けてまいります。

予約の方法は、現在と同じくLINE、ウェブ、または電話受付、市のコールセンターですけれども、電話受付により受ける予定でございます。

日時、場所を指定することにつきましては、今後は勤労者や学生など様々なライフスタイルに対応することが必要であると考えておりまして、一律に接種の時間、場所を指定することは考えておりません。

引き続き接種の情報につきましては、広報習志野や市ホームページなどに加えまして、必要に応じて広報習志野臨時号を活用して市民周知を徹底してまいります。

次に、(2)新型コロナウイルス感染症拡大の影響による支援対策について、①生活困窮者の現状と対応についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、市民生活や経済活動に大きな影響を及ぼしておりますが、このような中で、相談などを通じて生活相談課で把握しているコロナ禍での市民生活における生活困窮世帯の状況について申し上げますと、まず生活保護に係る新型コロナウイルス感染症の影響による相談件数につきましては、昨年の4月をピークに徐々に減少傾向となっております。しかしながら本年1月から、再び増加傾向となっております。

相談内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による失業や休業、勤務日数の調整等に伴う収入の減少によるものであります。

次に、支援内容につきましては、生活保護を申請し受給された方に対しては個別の状況に応じた就労支援等を行っております。

また、生活保護には至らないものの失業や休業等に伴う収入減少により、生活に困窮している方につきましては、就労支援や家計改善支援を行うほか、住居を失うおそれのある場合には、住居確保給付金の支給を行っております。

続きまして大きな2点目、子育て支援について、児童虐待防止の対応について、①習志野市児童虐待防止のための通告及び安全確認等への対応指針と今後の対応についてお答えいたします。

全国的に、児童虐待の相談件数は増加の一途をたどり、いまだ痛ましい事象が後を絶ちません。これらの事象が発生するたびに問題視されるのは、安全確認が適切に行われていたかどうかであります。

このような状況を踏まえまして本市では、見守りや安全確認の方法などに特化した習志野市児童虐待防止のための通告及び安全確認等への対応指針を策定し、本年5月1日に施行したところでございます。

子どもの安全確認は、いわゆる児童虐待防止法で児童虐待が疑われる通告に対して安全の確認を行うための措置を講じるとされておりまして、法律ではむやみに安全の確認ができるわけではありません。

しかしながら、乳幼児健康診査の未受診者や長期欠席者の中には、虐待が潜んでいる場合も想定されます。

本市では、そこを丁寧に行い、法律とは別に、独自の見守り・安全確認を定めることといたしました。

この指針の特徴は3つであります。

1つ目は、児童虐待防止に向け本市の全職員が早期発見に取り組むこととあります。児童虐待を防止するには、地域全体で取り組むことが必要であります。

そこで、業務等において、市民と接する場面の多い職員一人一人が、このことを深く理解し、児童虐待の兆候をいち早く捉え早期発見に取り組むものとしたしました。

そして2つ目は、児童虐待への通告に対し適切な対応を取ることとあります。

通告後の対応は、子どもを守る上で極めて重要でありますので、引き続き迅速かつ適切な対応に取り組んでまいります。

3つ目は、安全の確認が困難な子どもに対し、見守りや安全確認を図ることです。

この指針では、具体的に、子どもの所属に応じた所管を改めて明らかにいたしまして、児童虐待防止の総括として、子育て支援課との連携・協力を、より図るものいたしました。

続いて、今後の対応として3点御説明申し上げますと、1つ目は、職員が早期発見のスキル向上に努めることです。今年度中を目途に、全職員を対象とした児童虐待防止のための早期発見のポイント研修を実施しスキルの向上を図ってまいります。

2点目は、担当部署の体制強化を図ることです。本市では、令和2年度に、子どもと家庭を支援する子ども家庭総合支援拠点を、国が定めた設置期間である令和4年度から2年前倒して設置したところであります。令和2年度に会計年度任用職員を3名、さらに今年度は正規職員2名を増員し、社会福祉士、保健師、助産師、心理担当支援員等の専門職の配置によりまして、それぞれが持つ専門的知見を生かした支援体制の充実を図ってきたところであります。

今後とも組織として、専門性を生かした相談支援体制の充実・強化を図ってまいります。

3点目は、見守り・安全確認統括部署と子育て支援課が現状や課題及び今後の対応策等について協議を行うことで、児童虐待の未然防止、早期発見に取り組んでまいります。

そして、こうした取組を、市内の関係機関や市民に発信することで、市全体で児童虐待防止のための適切な支援につなげてまいります。

最後、大きな3点目、公園行政について、遊具の長寿命化対策（更新）事業についてお答えいたします。

遊具長寿命化対策（更新）事業は、令和2年3月に策定した習志野市公園施設（遊具）長寿命化計画に基づいて今年度から実施するものであります。

遊具長寿命化計画は、老朽化した遊具を計画的に更新することで、適切な安全措置を講じ、利用者の安全性の確保を図るための計画であり、本年度から令和12年度までの10年間を計画期間としております。

この計画は、毎年実施している遊具の安全点検結果を踏まえて遊具の健全度判定を実施し、補修等の対策や更新に対する緊急度を判定し、更新の優先順位を整理した計画としております。

御質問の東習志野ふれあい広場につきましては、令和元年度に撤去しております木製の複合遊具の更新として鉄製の複合遊具を今年度に設置する計画となっております。

現在は、新たな遊具の設置工事を実施するための設計業務を行っているところであり、今年度末までには遊具の更新工事を完了する予定としております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。それでは再質問に入らせていただきます。

議長のお許しをいただきまして、再質問の順番を変えさせていただきます。初めに、子育て支援についていたします。

今ほど市長から詳細な御答弁を頂戴いたしまして、大変にありがとうございます。この児童虐待防止につきましては、常日頃から私も議場で質疑を重ねてきたところであり、少しでも虐待による子どもの、この部分を減らしていきたい、そのような思いでございました。

しかしながら、なかなかその部分が減らないというところで深刻ではありますが、このように本市として重層的な仕組みを構築されたことは、大変光栄であります。ありがとうございます。

そして、昨年私3月議会で、実はこの児童虐待防止について切れ目のない支援の組織体制の改善、そしてまた切れ目のない継続な支援強化、これを求めた質問をしてまいりました。そこで切れ目のない支援における課題について当局に質問してきたところでありますけれども、その当時の御答弁いただいた内容は、切れ目のない支援の課題としては育児等への困り感を発信することができないまま虐待に至り重篤化してしまう事案を解決することであるということが課題であるということを示されました。

そこで、子ども家庭総合支援拠点の業務の一つでもあります虐待の未然防止対策として、こちらから出向き継続的に関わる、いわゆるアウトリーチ的な支援の充実、そして早期発見・早期支援につなげていく必要があると考えます。

今後は、地域のこどもセンターやきらっ子ルーム、母子保健担当課との一層の連携を図りつつ、支援を必要としている家庭を見逃さない有効な仕組みについて検討してまいりたいとの御答弁をいただきました。1年たちましたけれども、今回この仕組みができたということは、本当によかったなというふうにして一歩前進だというふうにして、こども部の皆様の努力に敬意を表したいと思っております。

そこで質問ですけれども、県内のこの指針の策定状況、そしてこの指針の特色について伺います。

◎こども部長（小平修君） 御質問にお答えをさせていただきます。まず、千葉県内で本市と同様に児童虐待防止に関する指針を策定している自治体につきましては、東金市が令和元年10月に東金市児童虐待防止のための活動指針を策定しております。

策定の趣旨といたしましては、児童虐待の発生を未然に防ぐため、また発生した場合の児童虐待に的確な対応をすることを目的にすると伺っております。

次に、本市の指針における特色といたしましては2点ございます。

1点目は、本市職員が児童虐待の防止に向け早期発見に全庁を挙げて取り組むことであります。ここで申し上げます職員とは、乳幼児施設や学校の職員など子どもと接することの多い職員はもとより、例えば税の納付相談を受ける職員なども含め、全職員を対象とさせていただきます。

2点目は、安全の確認が困難な子どもたちに対し、見守り、安全確認を実施することです。保護者等の協力が得られないといった中で、無理な安全確認を行おうとすると、法的には人権の侵害に当たる可能性も否定できません。しかしながら、こうした子どもの中には、児童虐待が潜んでいる場合も考えられます。

そこで、本市では、法律上での安全確認とは別に独自の見守り、安全確認を定めることといたしました。

具体的には、乳幼児健康診査等の未受診者や保育所、幼稚園、こども園及び学校等の長期欠席者とその背景に児童虐待が隠れているかもしれないと考えられる場合の対応です。健康支援課やこども保育課、教育委員会の指導課を見守り・安全確認統括部署として設定し、子どもの状況を丁寧に見守り、子育て支援課の子ども家庭総合支援係と連絡し合う体制の構築を明確に位置づけました。

本市といたしましては、こうした横断的な取組により、子どものちょっとした変化やサインを見落とすことのないよう、今後とも児童虐待防止に向け取り組んでまいります。以上でございます。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。

それでは、児童虐待の現状、そしてその見解についてお伺いいたします。

◎こども部長（小平修君） 御質問にお答えをいたします。本市の児童虐待の相談件数の状況でございますが、令和2年度の件数は585件で、令和元年度の511件から14.5%の増加となっております。

この増加した要因として考えられる理由について、2点御説明をいたします。

1点目は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、子どもや家庭が孤立化しやすい状況の中で虐待のリスクが高まっていると考えております。

国立成育医療研究センターが実施しましたアンケート調査によりますと、新型コロナウイルス感染症拡大の影響の中で、先生や大人への話しかけやすさが減ったと答えた割合が51%と半数を上回るなど、子どもが悩みやストレスを相談しにくい状況が続いている可能性があるとの結果を発表しております。

また、大阪府立大学の調査では、家庭の中で占める時間が大きくなり、新たな虐待問題が起きてくる可能性が指摘されるなど、子どもや家庭の孤立化などの環境変化が児童虐待の増加の一因とも考えております。

2点目は、令和2年4月から児童福祉法等の法律が改正され体罰の禁止が肯定されたことです。

これにより、体罰禁止や児童虐待防止に係る意識が、これまで以上に高まり、通告や相談等につながっていると考えております。

本市としましては、このような要因をしっかりと把握し、子育て家庭が孤立しないための方策や体罰等によらない子育ての推進など、これまで以上に注力し、児童虐待の防止、早期発見に取り組んでまいります。以上でございます。

◆22番（真船和子君） 部長御答弁ありがとうございます。

今、部長のほうからは、この児童虐待につきまして、増加の要因の一つとして、子どもや家庭の孤立化などの環境変化が児童虐待の増加の一因と考えているということ指摘されておりました。

これは、社会問題であり、子どもだけではなく、大人の世界にも、この孤立化というものが今深刻化してきております。

そこで、お子様を育てる中で、孤立した子育て家庭をつくらない防止対策として、妊娠期からその地域とつながって、この地域の人材、地域の方々を活用しながら、母親学級などの、

この受講機会を増やしていく、また産前・産後サポート事業、本市でも実施していただいておりますが、産後ケア事業、産前・産後ヘルパー派遣事業、こういう事業を積極的に希望者が確実に利用できるように拡充していくということが大切であると思っております。

あわせて、子育て中の親が、気軽に集まれる子育て支援拠点、今ほど6か所のこどもセンターということで部長はお話ありましたけれども、ここの充実と、それから実は孤立化というのは、まだここに出てこれる方は孤立化というよりも、まだ恵まれている。しかし、ここまで足を運ばない、家の中だけで子育てをしているという方がいます。こういう親に対しては、先ほども言いましたけれども、やはりこちらから出向いていくアウトリーチ支援、これをしっかりやっていくことが必要だと思っております。

私は、和光市の、埼玉県和光市のネウボラ、これをすごく、何度もこの議場でお話ししているんですが、なかなかその仕組みには、ちょっといかないといえますか難しいと。

このこどもセンターの役割、これは地域の中で本当に唯一子育ての家庭を見守るセンターなんです。このセンターの、本市の役割、児童虐待防止の観点から、この役割について、改めて伺いさせていただきます。

◎こども部長（小平修君） 御質問にお答えをさせていただきます。今ほど議員より御案内のありましたこどもセンターでございますが、市内6か所に設置をしております。子育てへの不安感や負担感の軽減を図り孤立化を防ぐために、子育て中の親子が集い不安や悩みを共有できる場として大きな役割を担っているものでございます。

子育てに対する不安感や負担感を抱え、周囲に相談する人もいない子育て家庭が、地域から孤立した結果、子どもに対する暴力や暴言、育児放棄などの児童虐待につながってしまうことも想定をしております。

自らが声を上げる力が弱く支援が必要でありながら公的サービスにつながらない心配な御家庭に対し、まずはこどもセンターに遊びに来てもらい専門性を持った職員に相談したり、ほかの親子と交流したりすることは、児童虐待の未然防止や早期発見につながる有効な対応策の一つであります。

そのためには、行政からの呼びかけだけではなく、子育て支援に関わる団体や民生委員、児童委員等の協力をいただき、個別な周知も併せて行うことでこどもセンターの利用を、より促進していきたいと考えております。

こどもセンターには、子育て支援コンシェルジュであります保育士や看護職等が常駐しております。冒頭申し上げましたとおり、子育て中の親子が集い、不安や悩みを共有できる場として気軽に相談に応じる関係をつくり、必要に応じて他機関との連携を図るなど、地域子育て支援拠点としての役割を、さらに充実してまいります。以上でございます。

◆22番（真船和子君） ではもう1点、アウトリーチ的支援、これは度重なって要望してきておりますけれども、その進捗状況について伺いいたします。

◎こども部長（小平修君） アウトリーチ的支援の進捗状況についてお答えをいたします。

不安を抱える御家庭に対して積極的なニーズ把握を行い必要な支援を実施する、いわゆるアウトリーチ的支援は、育児等への困難さを抱えながらも、その困り感を自発的に申し出ることができない方に対し、行政から出向き働きかけを行う重要な支援でございます。

子育て支援における本市のアウトリーチ的支援の具体的な取組を、2点御説明いたします。

1点目は、関係機関等からの情報提供によるアプローチであります。

子育て支援コンシェルジュ、母子保健担当部署から寄せられる気になる御家庭や児童についての情報提供に対し、相談者のニーズや抱えている課題等、必要な情報を把握し、担当者が自宅等を訪問する支援を実施しております。

また、2つ目として、例年子育て支援課が実施しています要保護児童等を対象とした訪問業務があります。この訪問では、対象児童の所属機関である保育所、幼稚園やこども園、そして小・中・高等学校及び特別支援学校の先生方と情報共有を図り、継続的な見守りへの協力をお願いしているところであります。

今年度も、6月上旬までに92機関を訪問し、現場の先生から気になる御家庭や児童について相談をいただき、どのようなアプローチで支援につなげるか等を協議・連携し、その対応を確認したところであります。

近年の核家族化等の状況から、様々な事情で支援を望まない場合や情報が届いていない御家庭に対し、どのように働きかけ支援へとつないでいくかは大変重要な課題であります。

今後も、このような課題に積極的に取り組み、必要な支援が必要な御家庭に届くよう関係機関と連携し適切なアウトリーチ的支援を実施してまいります。以上でございます。

◆22番（真船和子君） 部長ありがとうございます。

適切なアウトリーチ的支援を実施していくということでございますが、1点要望させていただきます。

これからのこの子ども家庭総合支援拠点の機能といたしましては、制度のはざまに落ちることのない支援、そして切れ目のない支援を必ず実施していただきたい。そのために、例えばこの拠点の専門職員の皆様が、やはりこどもセンター等に定期的に出向き、そして御心配な家庭とつながったり、また子育て支援コンシェルジュからの地域の情報から支援につなげること、これをしっかりやっていただきたい、さらに力を入れていただきたいということを要望させていただきます。

次にですが、先ほど指針の中で、全庁職員が今回見守りをしていくという形のお話が市長のほうからもございました。この全庁職員に関しては、今後、今年度、研修を行っていくということを言われておりました。

この児童虐待に係る研修でございますが、実は文科省からも教育現場には通知がいておりまして、この教育の現場においては児童虐待防止に向けて、児童や生徒に対してアンケート調査を実施していると伺っております。

そこから、虐待に対するSOSを発見しているというふうに聞いているところでございます。ここはぜひ見逃すことのないよう適切な対応が求められるところでありますが、先生方は本当に業務に忙しい中でありましてけれども、この子どもたちのSOSに、その先生、先生によって受け止め方が違ってくるといふこともあるのではないかと危惧しております。全職員の研修と併せて、この専門的な教職員の研修が必要であると思っておりますけれども、その点についてお伺いいたします。



◎こども部長（小平修君） 御質問にお答えをいたします。児童虐待の防止には、発生の予防、早期発見、そして的確な対応が重要であります。

今回策定いたしました指針では、その特徴の一つとして早期発見に取り組むこととしておりますことから、全職員を対象にした研修を実施しスキルの向上を図ることとしたところであります。

御質問の教職員等を対象とした専門的な研修につきましては、これまでも教育委員会と協議を行い、学校管理職や教職員、学校事務職員に対し、年1回程度、それぞれの立場に基づく児童虐待防止のための研修を実施してきたところであります。

今後につきましては、本指針において改めて設定させていただきました見守り・安全確認統括部署に係る部分でございますので、教育委員会と日々の情報連携と併せまして、その部分について意見交換を交え、どのような研修に取り組むのか、研修内容の協議・検討をしております。以上でございます。

◆22番（真船和子君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願い申し上げます。

それから、1回目の市長からの答弁におきまして、この指針を策定するに当たり、担当部署の体制強化を図るということを述べられておりました。確かに、子ども家庭総合支援拠点、ここは中心となり、様々な部署と連携をすることであるというふうに認識しております。

組織で見ますと、ここは子ども家庭総合支援係、子育て支援課の中の係として、拠点イコール子ども家庭総合支援係となっているわけでございます。

私としてはこの部分を、さらに充実させるためには、係ではなく一つの室としてトップを置き、そして横の連携、部署との連携をしっかりと取れる体制を整えていくことが必要かと思ひまして組織編制の部分においても今後検討していただきたいことを要望させて、子育て支援の質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

次にですが、公園行政について、市長から今年度中に地元の東習志野ふれあい広場の遊具設置をお聞きいたしました。大変にありがとうございます。子どもたちも楽しみにしていることと思ひますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

公園行政については、要望をさせていただく予定でいます。

今、本市は、古くなった、老朽化した遊具を外して新しく設置するという10年間の計画になっております。

しかし他市では、もうインクルーシブ・プレイグラウンドということで、障がいを持っているお子様も持っていないお子様も同じ地域の公園で堂々と一緒に遊べる、そういう遊具を設置しているところがございます。

東京都は、先進的に今ガイドラインもつくって進んでおります。藤沢市においても、今年度設置が進みました。世の中は大きく変わってきている、感覚は変わってきている中で、ただ遊具を設置すればいいという視点ではなく、どうやったら地域の子どもたちが楽しく遊べるんだらうと、そういう視点に立って、今後はこういうインクルーシブ・プレイグラウンドを提案したいと思っております。

しかしながら、なかなかこのバリアフリーというのは、遊具だけではなくて、公園そのものをバリアフリー化した公園にしていかななくてはいけないので、できることであれば要望ですが、現在検討されております鷺沼土地区画整理事業が実現されるのであれば、この整備の中でしっかりこういうところも視野に入れて整備をしていただくことを強く要望させていただいて、楽しみにしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、そのままいかせていただきます。新型コロナウイルス感染症について2点質問しておりますが、初めに生活困窮者の現状についての質問をさせていただきたいと思っております。

厚生労働省の発表によりますと、昨年度、令和2年度の生活保護が申請された件数は22万8,000件余りと、前の年度より2.3%増え、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、再就職が難しいことなどから生活が追い詰められている人が増えているという発表がございました。

先ほど市長の御答弁からも、本市の生活保護に係る新型コロナウイルス感染症の影響による件数が、昨年の4月をピークに徐々に減少傾向となっていましたけれども、ここへきてまた本年1月から増加傾向になっているということでもございました。

本当に解雇や雇い止め、特に女性の割合が多いと、今テレビ等でも報道されております。私の近くにも、やはりシフトを減らされた、休業補償ももらいましたかと言いましたら、やはりパートです。なので、減らされたまま賃金も安いまま、そのまま生活をしているということで非常に苦しい思いを言われておりました。

そこで、この生活困窮者からの相談、そして生活保護の開始件数の具体的な状況について伺います。

◎健康福祉部長（菅原優君） はい。お答えいたします。御質問のありました新型コロナウイルス感染症の影響によります生活困窮者からの相談につきましては、生活相談支援センターらいつあつぷ習志野と、生活相談課で対応しております。

新型コロナウイルス感染症の影響が顕著となりました令和2年3月から本年の直近の5月まで、これ15か月になるんですけれども、その間に受けた相談の件数でございますが、らいつあつぷ習志野におきましては1,048件ありまして、このうち新型コロナウイルス感染症の影響によります相談件数につきましては733件であります。主な内容といたしましては、失業、休業、勤務日数の調整等に伴う収入の減少ということであります。

また、同時期に生活相談課での相談件数につきましては1,082件で、このうち新型コロナウイルス感染症の影響による相談件数は201件で、主な内容ですけれども先ほどと同様に、失業、休業等々によります収入減少によるものです。

このうち生活保護の申請件数といたしましては67件で、51件が生活保護を開始しております。

生活保護を開始いたしました51世帯の状況として申し上げますと、複数世帯として5件、単身世帯が46件。単身世帯の内訳といたしましては、男性が34件、女性が12件でありまして、このうち外国籍の方が2件いらっしゃいます。

なお、既に6件の方が、自力で就労収入を増収することができたために保護を廃止し、8件が就労支援員の援助を受けて現在求職活動に取り組んでいる状況であります。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえまして、厚生労働省から通知がございまして、内容といたしましては、生活保護の申請及び開始につきまして扶養調査につきましては一部緩和ですとか、原則は認められていない自動車の保有につきまして、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い就労が途絶えたものの、今後において収入の増加が見込まれる、増加すると考えられる場合については、通勤用自動車の保有が一定期間は認められると、等々につきまして通知がございまして、本市におきましてはその通知に基づき適切に対応しているところでございます。以上でございます。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。

本当に、数字が多いとか少ないとかいうわけではなくて、やはりこのコロナによる影響が出てきているというのは、深刻な問題であり、やはりその窓口に来るといことはどのような思いで来ているかということ、私たちはしっかり受け止めて丁寧な支援の手を差し伸べていっていただきたいと思っております。

そこで、国は、この生活に困窮される方々へ途切れない支援を届けるために追加支援を発表いたしました。そこでその追加支援について、内容と対応について伺いたします。

◎健康福祉部長（菅原優君） はい。今ほどの御質問、追加支援につきましては、国のほうで、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金、こちらのことににつきまして御答弁申し上げます。

この支援金につきましては、実施主体としては都道府県、市及び福祉事務所を設置します町村であります。

支給対象でございますけれども、対象者は、都道府県社会福祉協議会が実施しております緊急小口資金等の特例貸付け、こちらの総合支援資金の再貸付けということをして今しているんですけれども、その再貸付けが終了するなどによりまして、もうこの特例貸付けが利用できない困窮世帯でありまして、就労による自立あるいは円滑に生活保護につなげるということを目的として、この支援金の支給を実施するというところであります。

支給要件でございますが、収入及び資産が一定額以下であること、また給付期間中には求職活動を行うこと、生活保護を受給していないことなどがございます。

支給額ですが、単身世帯の場合は6万円、2人世帯が8万円、3人以上世帯ですと10万円となっております。支給期間につきましては最長3か月間となっております。

現在、本市で申請受付等の検討の準備をしておるところでありまして、決定次第、広報習志野、ホームページ等で制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

また、対象となる世帯の把握につきましては、都道府県の社会福祉協議会に対し情報提供を受けるといことが可能とする措置が講じられる見込みであります。

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中で、生活困窮者に対する迅速な支援をするための制度であることから、円滑な実施に向けた準備を進めてまいります。以上でございます。

◆22番（真船和子君） 詳細にありがとうございます。速やかに準備が進むよう努力されよろしくお願い申し上げます。

次にですが、先ほど働く場所がなくなって働けなくなって収入が減って、この相談窓口に来られているという現状の中で、雇用情勢について、ちょっと質問をしていきたいと思うん

ですが、実は千葉県労働局の調査によりますと、やはり数字的ではありませんけれども、この県内の雇用情勢は、求人が求職を下回っており厳しさがまだ見られるという概況を述べているところでございます。やはり働く環境を整えることと、それから本市においても地域経済の活性化を図っていくことが求められると思います。

本市におきまして、この感染拡大に、この経済状況等を市として、商工会議所がもう7回ぐらい会員さんにアンケート調査をしているということも伺っておりますけれども、本市として、この経済状況等把握する必要があると考えますけれども御見解をお伺いいたします。

◎協働経済部長（片岡利江君） それでは、市内事業者の経済状況等の把握ということでお答えをしてみたいと思います。

市内事業者の実態等を把握するということは、本市の産業振興の施策、そして経済支援施策などを考える上では本当に必要なことだというふうに思っております。

特に、この新型コロナウイルス感染症の影響によって、市内事業者の方の、何がどのように変わってきたのか、具体的なこの状況を把握するということは非常に重要だというふうに考えます。

現在は、これまでに行ってまいりました経済対策の実績ですとか簡単なアンケート調査も行っておりますので、その結果、データに基づき分析を行い、状況把握に努めておるところであります。今後は時期を見計らいながら、少し規模を大きくした本格的な実態調査が実施できればというふうに考えております。以上です。

◆22番（真船和子君） ありがとうございます。

それでは、どのような実態調査を考えているのか、お伺いいたします。

◎協働経済部長（片岡利江君） はい。実施を検討しております実態調査につきましては、市内事業者のうち業種別ごとに無作為抽出によって対象者を決定し、設問を備えたアンケート調査というものを考えております。

設問などの詳細につきましては、これからの動向ですとか他市の調査状況などを参考にしながら検討してみたいというふうに考えております。以上です。

◆22番（真船和子君） お願いいたします。

それではワクチン接種について再質問させていただきます。

6月23日の河野担当大臣の発言の中に、今職域接種を申請するということで今どんどん進んできたはずなんですけれども、この増加が見込めるために、ちょっとストック面でも精査する必要があるため、新規の申請を一旦休止すると、この職域接種については一旦休止するという発表もございましたけれども、本市の現在の、この職域接種の状況について確認いたします。

◎健康福祉部長（菅原優君） はい。御質問の職域接種、市内の動向ということでございますけれども、まず企業におけます状況でございますが、東洋エンジニアリング株式会社が実施するというのを伺っているところでございます。

また現在、その他市内の企業の職域接種につきまして習志野商工会議所から、接種体制等について相談・要望がございました。現在市として対応できることについて、精査しているところでございます。

次に大学における状況ですけれども、市内に立地、隣接しております千葉工業大学、東邦大学、日本大学生産工学部の3大学につきまして、学内の教職員や学生に対し職域接種を実施する旨伺っております。以上でございます。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。

本当は職域接種が進んでいけば、本当に早く、この接種状況が終わっていくのかなというふう喜んでいましたけれども、ちょっとここへきてストップという中ですが、今計画されている部分については、しっかりやっていただきたいと思います。

1点要望ですけれども、ある大学によっては、この大学の接種の方向性としては学生とか大学内だけで行われるところ、または大学を接種会場として地域に開放する、そういう2点が方向性と示されております。

本市においても、せっかくこの3大学がするのであるならば、しっかりこの職域接種の部分もありますけれども協議をしながら、会場として使わせていただくということも視野に入れてはかがかかと思っております。

そしてまた、本市にあります習志野文化ホール、これはJR津田沼駅に近い会場でございます。ここも接種会場として、今度使っていくことができないものか、しっかり協議していただきたいことを要望させていただきます。

次にですけれども、本市では、市長からの御答弁でありましたように、16歳から64歳までの方に対して7月15日までに一斉に接種券を発送するという事をお伺いしておりますけれども、文部科学省通知におきますと12歳から15歳、この対応については、本市はどのような方針をされて考えていらっしゃるのか、お伺いたします。

◎健康福祉部長（菅原優君） はい。お答えいたします。今ほどの文部科学省からの通知でございますけれども、12歳、15歳の生徒のワクチンの接種の考え方に対する本市の対応ということでお答えいたしますが、6月、本年度ですね、6月22日付の文部科学省通知で、生徒へのワクチン接種で学校集団接種による実施することについての考え方ということで、その通知で発出されておりますが、その内容といたしまして、実施方法によっては、保護者への説明機会が乏しくなることや個々の意向が必ずしも尊重されず同調圧力が生じがちであるなどから、現時点で文部科学省においては学校集団接種、こちらについては推奨するものではないということとなっております、という通知であります。

また、16歳未満の新型コロナウイルスワクチンの予防接種には、原則保護者の同伴が必要となります。

これらを踏まえまして、市といたしましては、関係機関と協議を行いまして、適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。

15歳といいますと、受験を控えている中学3年生になるのかなと思いますので、ここについては、どのように考えてあげられるのか。ここにもしっかり配慮をしながら、市としての対応を進めてあげていただきたいと思います。

できることであるならば、夏休みの期間、希望者に対しては、枠を広げるとか、そういうことの配慮も必要ではないかと思っておりますので、今後検討ということでもございましたので、こ

この体制整備をしっかりとやっていただきたいことを要望させていただきますのでよろしく、教育長もいらっしゃいますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

それから、次にですけれども、1回目の質問でもお話しして、また行政、市長の行政報告のときにも質問をさせていただきましたけれども、障がいを持っていらっしゃる方、または在宅、医療的ケア児、医療を受けている障がいを持ったお子様とか、または高齢者の方で、自力でこの接種会場に行けない人、そして移動が困難な人、こうした人たちを、本当は弱い立場の人たちを、しっかり把握して対応していくべきだということを要望させてきていただいておりますけれども、その把握と支援体制について伺いたします。

◎健康福祉部長（菅原優君） はい。お答えいたします。自力で接種会場に行けない方等に関しましては、かかりつけ医をお持ちの方であれば御相談をいただきたいというふうに考えておりますが、かかりつけ医を持たない方に関しましては介護サービス事業所ですとか障害福祉サービス事業所にかかっている方もいらっしゃると思います。そういうことから、そういった事業所に対して、予約方法等についての相談、問合せ等の対応や接種会場への移動等の協力については依頼しているところでございます。

また、障がい、高齢者、介護などの各分野において、把握しております要支援者の方については、個々の状況に応じてワクチン接種に係る情報提供、こちらについては担当所管課等で行っているところでございます。引き続き必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

なお、かかりつけ医を持たずに移動することも困難な方へのワクチン接種、こちらにつきましましては、今後市医師会と協議・調整してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆22番（真船和子君） ありがとうございます。

今、最後の部分では、訪問での接種ということも調整していただきたいという前向きな御答弁をいただきましたので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

それから、実は今、いろいろな話が出ているんですが、やはりこれも河野担当大臣の発言ですけれども、国から自治体に対しては高齢者向けワクチンなど約7,000万回分を供給していて、この在庫の活用に取り組んでいただきたいということでございました。

何か在庫が見えないというようなニュースも聞いておりますけれども、その点について本市の部分はどうなっているのか、伺いたします。

◎健康福祉部長（菅原優君） はい。本市のワクチンの供給状況等ということでお答えを申し上げますが、本市のワクチンにつきましましては本年4月17日から供給を受けまして、6月25日までに高齢者分として77箱、8万9,115回分の供給を受けております。

今後7月5日と12日の週からの分については、64歳以下の方の分ということで11箱、1万2,870回分の供給を受けることになっておりますが、今後についてはまだ詳細が示されておりませんが、本市のワクチン接種、進める中で、きちんと供給していただくように国・県にはお願いしたいなどは考えておりますけれども、以上でございます。